

補聴器購入費 助成事業



難聴による認知症予防を目的として、
50歳以上74歳以下の方を対象に、
補聴器購入費を助成します

対象者

身体障害者手帳の交付対象とならない難聴の程度で要件を全て満たす方

- 三条市内に住所がある**50歳以上74歳以下の方**
- 片耳の聴力レベルが40デシベル以上の方、又は医師が補聴器装用を必要と認めた方
- 補聴器の装用により、地域社会とのコミュニケーション確保について一定の効果が期待できると医師が判断する方

助成額 ※ 必ず購入前の申請が必要です。

世帯区分	助成額	上限額
生活保護世帯・市民税非課税世帯	購入費の額	50,000円
市民税課税世帯	購入費の額の1/2	25,000円

助成の交付を受けてから5年を経過するまで、再度の申請はできません。

※ 修理費や付属品単体（イヤモールド等）の購入費は、助成の対象外となります。

申請に関するお問合せ

三条市福祉保健部 高齢介護課 介護保険係
住所 三条市旭町二丁目3番1号

TEL 0256-34-5476

申請の流れ
は裏面へ

申請に必要なもの

- ① 助成申請書（様式第1号）
- ② 補聴器購入意見書（医師の意見書：様式第2号）
- ③ 補聴器の見積書
- ④ 印鑑

申請の流れ

1 書類の受取

市役所や市のホームページ等で「助成申請書」と「補聴器購入意見書」の用紙を受け取ります。

2 補聴器購入意見書の用意

医療機関を受診し、医師から補聴器購入意見書を作成してもらいます。

- 意見書を作成できる医師は、身体障害者福祉法による指定医師に限られます。詳しくは高齢介護課にお問合せください。
- 受診費用や意見書の作成にかかる費用は自己負担となります。

3 補聴器の見積書の用意

補聴器の販売店に購入意見書を持参し、見積書を作成してもらいます。

4 市役所へ申請

上記の申請に必要なものをご用意の上、窓口へお越しください。
※ 本人確認書類を持参してください。

5 補聴器の購入

助成決定通知書等が届いたら、見積書を作成した販売店で補聴器を購入します。（助成額は販売店に支払います。）

- 助成決定通知書、助成請求書と助成額を差し引いた自己負担額をお持ちください。なお、助成請求書下部の「請求及び受領委任状」欄を記入・押印して補聴器販売店に提出してください。

6 助成金の支払

補聴器販売店が市に助成請求書（助成決定通知書の写し添付）を提出し、確認後、市から販売店へ助成額を支払います。

